

県内市町村の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

I 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

実質赤字額がある団体は、前年度と同様なかった。

(単位:%)

市町村名	25年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	-	-	11.25	20.00
鹿屋市	-	-	12.04	
枕崎市	-	-	14.32	
阿久根市	-	-	14.24	
出水市	-	-	12.69	
指宿市	-	-	12.99	
西之表市	-	-	14.62	
垂水市	-	-	14.71	
薩摩川内市	-	-	11.77	
日置市	-	-	12.77	
曾於市	-	-	12.94	
霧島市	-	-	11.63	
いちき串木野市	-	-	13.51	
南さつま市	-	-	12.84	
志布志市	-	-	13.09	
奄美市	-	-	12.65	
南九州市	-	-	12.91	
伊佐市	-	-	13.35	
始良市	-	-	12.65	
三島村	-	-	15.00	
十島村	-	-	15.00	
さつま町	-	-	13.48	
長島町	-	-	14.60	
湧水町	-	-	15.00	
大崎町	-	-	15.00	
東串良町	-	-	15.00	
錦江町	-	-	15.00	
南大隅町	-	-	15.00	
肝付町	-	-	14.26	
中種子町	-	-	15.00	
南種子町	-	-	15.00	
屋久島町	-	-	14.38	
大和村	-	-	15.00	
宇検村	-	-	15.00	
瀬戸内町	-	-	14.92	
龍郷町	-	-	15.00	
喜界町	-	-	15.00	
徳之島町	-	-	15.00	
天城町	-	-	15.00	
伊仙町	-	-	15.00	
和泊町	-	-	15.00	
知名町	-	-	15.00	
与論町	-	-	15.00	

※ 実質赤字額がない場合は、「-」と表記

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体は、前年度と同様なかった。

(単位:%)

市町村名	25年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	-	-	16.25	30.00
鹿屋市	-	-	17.04	
枕崎市	-	-	19.32	
阿久根市	-	-	19.24	
出水市	-	-	17.69	
指宿市	-	-	17.99	
西之表市	-	-	19.62	
垂水市	-	-	19.71	
薩摩川内市	-	-	16.77	
日置市	-	-	17.77	
曾於市	-	-	17.94	
霧島市	-	-	16.63	
いちき串木野市	-	-	18.51	
南さつま市	-	-	17.84	
志布志市	-	-	18.09	
奄美市	-	-	17.65	
南九州市	-	-	17.91	
伊佐市	-	-	18.35	
姶良市	-	-	17.65	
三島村	-	-	20.00	
十島村	-	-	20.00	
さつま町	-	-	18.48	
長島町	-	-	19.60	
湧水町	-	-	20.00	
大崎町	-	-	20.00	
東串良町	-	-	20.00	
錦江町	-	-	20.00	
南大隅町	-	-	20.00	
肝付町	-	-	19.26	
中種子町	-	-	20.00	
南種子町	-	-	20.00	
屋久島町	-	-	19.38	
大和村	-	-	20.00	
宇検村	-	-	20.00	
瀬戸内町	-	-	19.92	
龍郷町	-	-	20.00	
喜界町	-	-	20.00	
徳之島町	-	-	20.00	
天城町	-	-	20.00	
伊仙町	-	-	20.00	
和泊町	-	-	20.00	
知名町	-	-	20.00	
与論町	-	-	20.00	

※ 連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記

3 実質公債費比率

実質公債費比率の県内市町村の加重平均値は9.2%で、前年度と比べ0.5ポイント減少した。早期健全化基準以上の団体はなく、最も高い団体は17.1%、最も低い団体は-0.2%であった。県内の全ての市町村が18%以下であり、地方債の発行に許可を要する団体はない。

なお、十島村の実質公債費比率がマイナスとなっているのは、繰上償還などにより、地方債の元利償還金よりも基準財政需要額算入額が大きくなっているためである。

(単位: %)

市町村名	25年度(A)	24年度(B)	増 減(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
鹿児島市	4.6	5.1	▲ 0.5		
鹿屋市	11.4	11.8	▲ 0.4		
枕崎市	14.4	15.7	▲ 1.3		
阿久根市	10.3	10.8	▲ 0.5		
出水市	9.7	10.9	▲ 1.2		
指宿市	10.3	11.0	▲ 0.7		
西之表市	10.8	12.5	▲ 1.7		
垂水市	11.9	12.1	▲ 0.2		
薩摩川内市	9.7	9.7	0.0		
日置市	11.2	11.9	▲ 0.7		
曾於市	8.5	9.7	▲ 1.2		
霧島市	10.3	10.9	▲ 0.6		
いちき串木野市	11.8	12.1	▲ 0.3		
南さつま市	9.0	10.3	▲ 1.3		
志布志市	9.6	9.5	0.1		
奄美市	11.4	11.9	▲ 0.5		
南九州市	7.1	7.9	▲ 0.8		
伊佐市	12.1	13.1	▲ 1.0		
始良市	12.3	12.1	0.2		
三島村	6.1	4.2	1.9		
十島村	-0.2	-4.7	4.5		
さつま町	11.6	13.6	▲ 2.0	25.0	35.0
長島町	9.4	9.5	▲ 0.1		
湧水町	10.6	11.7	▲ 1.1		
大崎町	10.0	9.9	0.1		
東串良町	7.0	7.1	▲ 0.1		
錦江町	11.5	11.6	▲ 0.1		
南大隅町	10.7	11.2	▲ 0.5		
肝付町	11.4	12.5	▲ 1.1		
中種子町	9.4	10.0	▲ 0.6		
南種子町	11.2	11.3	▲ 0.1		
屋久島町	17.1	17.9	▲ 0.8		
大和村	12.9	13.9	▲ 1.0		
宇検村	13.8	14.2	▲ 0.4		
瀬戸内町	12.0	13.2	▲ 1.2		
龍郷町	12.0	13.4	▲ 1.4		
喜界町	12.9	13.3	▲ 0.4		
徳之島町	14.6	14.9	▲ 0.3		
天城町	12.7	13.7	▲ 1.0		
伊仙町	13.4	13.8	▲ 0.4		
和泊町	16.7	15.9	0.8		
知名町	14.6	15.1	▲ 0.5		
与論町	10.8	12.1	▲ 1.3		
市町村平均 (加重平均)	9.2	9.7	▲ 0.5	-	-

4 将来負担比率

将来負担比率の県内市町村の加重平均値は33.0%で、前年度と比べ12.0ポイント減少した。

早期健全化基準以上の団体はなく、最も高い団体は143.4%であった。

なお、出水市、伊佐市、三島村、十島村、錦江町、南大隅町、肝付町及び大和村の将来負担比率が算定されていないのは、一般会計が将来的に負担すべき実質的な負債(将来負担額)に対し、負債の償還に充てることのできる基金等が多いためである。

(単位:%)

市町村名	25年度(A)	24年度(B)	増 減(A-B)	早期健全化基準	
鹿児島市	22.7	38.7	▲ 16.0	350.0	
鹿屋市	24.1	37.9	▲ 13.8		
枕崎市	138.9	156.0	▲ 17.1		
阿久根市	5.1	14.2	▲ 9.1		
出水市	-	14.1	▲ 14.1		
指宿市	44.9	59.0	▲ 14.1		
西之表市	80.4	98.0	▲ 17.6		
垂水市	37.6	54.5	▲ 16.9		
薩摩川内市	37.7	48.2	▲ 10.5		
日置市	28.2	37.5	▲ 9.3		
曾於市	1.7	6.9	▲ 5.2		
霧島市	39.3	49.4	▲ 10.1		
いちき串木野市	71.4	71.8	▲ 0.4		
南さつま市	19.8	39.2	▲ 19.4		
志布志市	71.7	77.5	▲ 5.8		
奄美市	73.2	82.1	▲ 8.9		
南九州市	23.4	22.6	0.8		
伊佐市	-	18.8	▲ 18.8		
始良市	56.1	61.8	▲ 5.7		
三島村	-	-	-		
十島村	-	-	-		
さつま町	16.8	21.9	▲ 5.1		
長島町	2.4	12.8	▲ 10.4		
湧水町	36.1	48.2	▲ 12.1		
大崎町	39.4	44.7	▲ 5.3		
東串良町	14.7	19.2	▲ 4.5		
錦江町	-	-	-		
南大隅町	-	-	-		
肝付町	-	8.9	▲ 8.9		
中種子町	22.7	35.2	▲ 12.5		
南種子町	55.9	48.1	7.8		
屋久島町	95.5	114.4	▲ 18.9		
大和村	-	16.4	▲ 16.4		
宇検村	16.0	23.7	▲ 7.7		
瀬戸内町	98.4	113.5	▲ 15.1		
龍郷町	13.0	18.4	▲ 5.4		
喜界町	22.8	43.8	▲ 21.0		
徳之島町	70.9	68.9	2.0		
天城町	88.4	110.8	▲ 22.4		
伊仙町	138.7	138.8	▲ 0.1		
和泊町	143.4	131.4	12.0		
知名町	115.7	120.1	▲ 4.4		
与論町	70.1	80.0	▲ 9.9		
市町村平均 (加重平均)	33.0	45.0	▲ 12.0		-

II 資金不足比率の概要

県内市町村等の161公営企業会計のうち、資金不足額のある会計は3会計で、前年度に比べ2会計増加した。

なお、資金不足比率が経営健全化基準以上（20%以上）の公営企業会計を有する市町村等は、経営健全化計画を議会の議決を経て策定する必要があるが、平成25年度決算においては、三島村の船舶交通事業が、経営健全化基準を上回った。

(単位:%)

市町村名	公営企業会計名	25年度(A)	24年度(B)	増減(A-B)	経営健全化基準
鹿児島市	交通事業特別会計	7.4	17.6	▲ 10.2	20.0
三島村	船舶交通事業	21.0	—	21.0	20.0
十島村	船舶交通特別会計	6.8	—	6.8	20.0

【参考資料】

1 実質赤字比率

$$* \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

2 連結実質赤字比率

$$* \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率

$$* \text{ 実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率

$$* \text{ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

5 資金不足比率

$$* \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額
 - 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額
 - 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。